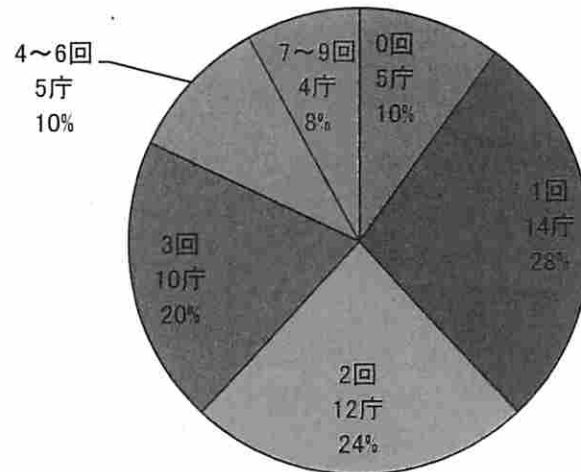


民事訴訟の審理等についての弁護士会との協議会の状況

①開催頻度(平成27年・本庁のみ)

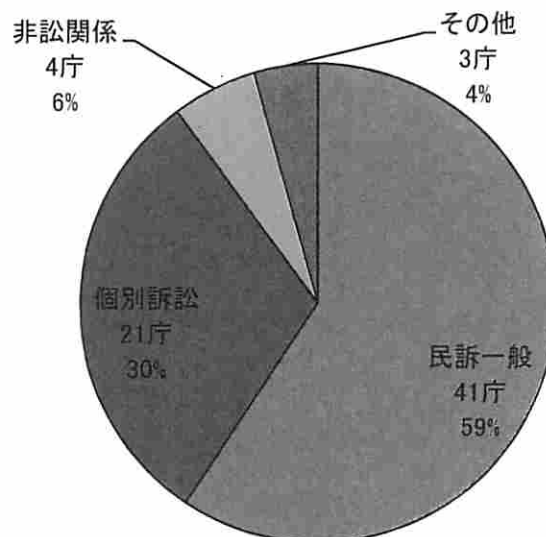


【全国】

※平成27年に報告のあった協議会等

※医事、建築その他専門部が行っている専門訴訟を除く。

②協議内容



【全国】

※複数回答あり。

※「民訴一般」には争点整理、和解、人証調べ、訴状、判決などが含まれる。

外部的視点を取り入れる観点からの文献

○ 裁判所が外部的視点を導入して行った取組等を紹介するもの

民事訴訟雑誌

2016年 「争点整理のための心証開示について」

2015年 「福岡地裁における民事訴訟の争点整理の充実に
向けた取組について」

判例タイムズ

No. 1412 (H27.7) 「争点整理の現状と課題」

No. 1409 (H27.4) 「和解の現状と今後の在るべき姿について」

※ 以下、平成27年度民事事件担当裁判官事務打合せ事前配布資料

No. 1415 (H27.10) 「判決の現状と今後の在るべき姿について」

No. 1396 (H26.3) 「争点整理の現状と今後の在るべき姿について」

○ 弁護士からの民事訴訟に対する評価等を内容とするもの

判例タイムズ

No. 1405 (H26.12) 「民事裁判プラクティス 争点整理で7割決まる!？」

東京弁護士会ホームページ 「民事司法実情調査アンケート結果報告書」

設 例

亡A(平成26年11月25日死亡)の相続人(長男)であるXが、同じく相続人(二男)であるYに対し、Yが、亡Aの死亡前の平成24年1月から同年12月までの間に、十数回にわたり、亡Aの預金口座から合計800万円を無断で引き出したと主張して、不法行為に基づき、上記800万円の2分の1(法定相続分)に相当する損害賠償金400万円及び遅延損害金の支払を求めた。なお、亡Aは、平成26年9月末までY宅の近所で独居していた(Xとは疎遠であった)ところ、Xは、同年10月、亡Aを老健施設に入所させるとともに、亡Aにつき成年後見開始の審判の申立てをしたが、亡Aは、同申立てに係る審判がされる前に死亡したものである。

Yは、答弁書において、上記800万円を自ら引き出したことを認めつつ、それらは亡Aから贈与されたものであり、かつ、一部は亡Aの生活費等に充てたと主張して、請求棄却の判決を求めた。

裁判所(単独体)は、第1回口頭弁論期日において、事件を弁論準備手続に付した(なお、XYいずれも弁護士を訴訟代理人に選任している。)

〔論点〕

- 争点整理に入る前に必要となる情報は何か。その取得のために裁判所は何をすべきか。
- 争点整理に入る前の段階において、裁判所は、審理の見通しをどのように検討し、それをどのように審理に役立てるべきか。

【争点整理序盤】

第1回弁論準備期日において、Xは、亡Aは平成23年頃から認知症のために意思能力を失っており贈与をすることはできなかったと主張し、上記審判申立て時に後見相当の診断書を発行した医師Bの意見書(平成26年10月当時は高度の認知症(HDS-R3点)であり、それ以前の生活歴等から、平成23年には判断能力がなかったと考えられるとの内容)を提出するとともに、引き出された預金が亡Aの生活費等に充てられたことを争った。これに対し、Yは、使途に関し、大量のレシートを提出するとともに、意思能力に関し、亡Aが通院していた医療機関にカルテの送付を求める文書送付嘱託の申立てをした。裁判所は、同期日において、上記申立てを採用した。

期日間に、医療機関がカルテの送付を拒否したことから、Yが文書提出命令の申立てをしたが、裁判所は、その判断を留保した上、第2回弁論準備期日において、XYに対し、「事実関係について更に主張してください。」と促した。これを受け、XYは、その後、引き出した預金の使途や生前の亡AとXYそれぞれとの関係について主張反論を重ねた(特に、Yは亡Aを献身的に世話してきた旨を強調。)。なお、亡Aの贈与については、Yからは「引き出した預金については亡Aから贈与を受けた」という程度の概括的な主張がされたのみであり、Xからは意思能力の点以外に特段の反論はない。

〔論点〕

- 中心的な争点を把握するために必要かつ十分な事実関係が主張されない場合(淡白な主張立証しかされず情報が不十分である場合や、雑多な主張立証がされており焦点が絞

- られていない場合)、裁判所は、どのような訴訟指揮を行うべきか。
- 釈明権の行使や暫定的心証開示を効果的に行うために、裁判所はどのような工夫をすることが考えられるか。

【争点整理中盤】

裁判所は、第4回弁論準備期日の後、上記申立てに係る文書提出命令を発令したところ、医療機関は、即時抗告をした。高裁において、抗告は棄却され、その後、医療機関からカルテが提出された。Yは、第5回弁論準備期日において、当該カルテの一部(亡Aは、平成22年に軽度の認知症と診断され、その後、平成23年8月には中等度(HDS-R11点)、平成25年8月には高度(HDS-R7点)となったこと等が記載されている部分)を書証として提出した上、これに基づき、亡Aの意思能力は失われていなかったと主張した。

Xは、第6回弁論準備期日において、反論の準備書面及び書証(文献等)を提出した。これに対し、Yは、贈与の事実について補充主張する予定であると述べたが、裁判所は、上記カルテ及びBの意見書により、亡Aの意思能力は平成24年1月までに失われていたと認められるとの心証に達していたことから、「その点はもう十分ですので、今回のXの準備書面に対する反論があれば、次回までをお願いします。」と述べた。

〔論点〕

- 裁判所は、中心的な争点についての認識をどのようにして当事者と共有すべきか。
- 裁判所は、争点整理を計画的に進めるためにどうすべきか。
- 争点整理を円滑に進める観点から、付随的申立て(文書提出命令の申立て)に対する判断の時期についてどう考えるか。
- 裁判所は、争点整理を円滑に進める観点から、当事者の期日間準備を確保するために書記官とどのように協働すべきか。

【争点整理終盤】

Yは、第7回弁論準備期日において、準備書面(Yが平成20年に亡Aから預金通帳を託された旨の記載がある。)を提出し、裁判所は、上記記載について更に主張する予定があるのかYに確認したが、Yは、「その予定はない」と回答した(調書記載なし)。また、裁判所は、XYに和解の意向を尋ねたが、双方代理人とも、本人が感情的であり和解は難しいと述べたため、それ以上の話はせず、次回に人証申出をするよう指示した。

第8回弁論準備期日において、Xは本人及び医師Bの陳述書を提出して各尋問の申出をし(ただし、Bは遠方に住んでおり出頭できないので所在尋問を必要とする。)、Yは本人の陳述書を提出してその尋問の申出をした。裁判所は、亡Aの意思能力については書証のみで判断することができると考えて、Bを不採用とし、各本人を採用した上、「本件の争点については、これまで主張していただいたとおりであり、中心となるのは、Yが亡Aの預金合計800万円を無断で引き出したか、具体的には、Yに対する贈与の有無ということによろしいですね。」と確認したところ、XYともそれでよいと述べたので、弁論準備手続を終結した。同期日(書記官の立会いなし)の調書には争点に関する記載はない。

〔論点〕

- 人証の採否を決定する際に、どのような要素をどのように考慮するか。
- 争点整理を終えるに当たって、どのような事項を当事者と確認するか。
- 争点整理の結果を記録化することの意義、あい路及びこれを克服する方策（調書記載や書記官の期日立会いの在り方を含む。）についてどう考えるか。

【争点整理終了後】

第2回口頭弁論期日において、XY各本人の尋問が行われた。Xは、平成26年9月以降の亡Aの状況について陳述し、Yは、同月以前の亡Aの状況、平成20年に亡Aから通帳を託された状況、預金を引き出した際の状況（亡Aに断った上で引き出した）等について陳述したが、双方とも、尋問中、相手に対する反感をあらわにし続けた。

裁判官は、尋問終了後、直ちに弁論を終結し、その後、Bの意見書・陳述書に依拠して、「亡Aは、認知症により平成24年1月までに意思能力を欠く状態となっていたから、Yが引き出した預金を贈与したとは認められない」「Yが引き出した預金を亡Aの生活費等に充てたと認めるに足る証拠もない」との理由により、Xの請求を全部認容する判決をした。

Yが控訴し、Bの意見書及び陳述書の信用性やカルテの評価を争い、引き出した預金の一部を亡Aの生活費等に充てたと主張するとともに、平成20年の段階で亡Aから預金債権を譲り受けた旨を新たに主張した。Xは、上記新主張について、時機に後れた攻撃防御方法であるとして、却下の申立てをした。その後、控訴審において、YがXに対して解決金100万円を支払う内容の和解が成立した。

〔論点〕

- 紛争解決の方向性（判決か和解か）をどのように決定するか（当事者の意向をどのように考慮するか）。
- 控訴審における新主張の提出について、どのように考えられるか。

(庶ろ-03)

平成28年8月8日

地方裁判所長 殿 [東京, 横浜, さいたま, 千葉, 大阪, 京都, 神戸,
名古屋, 広島, 福岡, 仙台, 札幌, 高松を除く。]

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

平成28年度民事事件担当裁判官協議会の協議結果要旨につ
いて (送付)

平成28年7月7日に開催された標記の協議会における協議結果要旨を別添のと
おり取りまとめましたから、参考までに送付します。

この協議結果要旨は、審理判断の状況等を客観的に把握して裁判の質を高める方
策や争点整理において裁判所が果たすべき役割とそれに見合った審理の在り方に
関する高等裁判所の陪席裁判官及び地方裁判所の部総括裁判官の意見交換の内容を取
りまとめたものであり、各庁における今後の議論を進めるに当たっての参考になる
と思われまますので、所長におかれましても御一読いただくとともに、民事事件を担
当する裁判官に配布していただくなどして、適宜御活用いただけるようよろしくお
取り計らいください。

(庶ろ-03)

平成28年8月8日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第二課長 山 本 拓

平成28年度民事事件担当裁判官協議会の協議結果要旨について（送付）

平成28年7月7日に開催された標記の協議会における協議結果要旨を別添のとおりに取りまとめましたから、参考までに送付します。

この協議結果要旨は、審理判断の状況等を客観的に把握して裁判の質を高める方策や争点整理において裁判所が果たすべき役割とそれに見合った審理の在り方に関する高等裁判所の陪席裁判官及び地方裁判所の部総括裁判官の意見交換の内容を取りまとめたものであり、各庁における今後の議論を進めるに当たっての参考になると思われまますので、協議員のほか民事事件を担当する裁判官に配布していただくなどして、適宜御活用いただけるようよろしくお取り計らいください。

なお、地方裁判所に対しても別添の協議結果要旨を別途送付していますので、念のため申し添えます。